# 知識と技術を
# 生きもののために

Le Park Numérique - Polynésie

ISPF・地域企業登録簿
LE PARK NUMERIQUE・1901年法に基づく、または同等の団体
APEコード9412Z：職業団体の活動。

本団体は、誰もがデジタル技術を利用できるようにし、社会参加、知識の継承、環境への理解に役立てます。

## 団体の目的

定款は、フランスの海外地域および本土で、常設または移動式のデジタルワークショップを企画・運営することを定めています。集団・個人の両方を対象とし、社会的・経済的に困難な状況にある人々、世代間のつながり、学校生活や就労への参加に特に配慮します。

活動は、学ぶ機会の平等、男女間をはじめとする格差の縮小、持続可能な発展を目指します。教育機関、地方公共団体、福祉関係者、専門家と連携することがあります。

## デジタル技術からラグーンへ

REEF 3Dはラグーンに取り組むプログラムで、Sea Watchersはその現地活動チームです。調査は、環境の劣化を見つけ、サンゴ基盤を用いた生きものの回復活動を準備し、その経過を追跡するために行います。基盤の目印は、同じ場所を再び見つける助けとなります。

日時と位置が明確な再構成データを蓄積し、研究と継続観察に役立つラグーンの3D記録を少しずつ充実させます。これらの記録を仮想現実で探索できるようにすることも、将来の構想の一つです。

REEF 3D　Sea Watchers

# 活動と団体の枠組み

## 学び、社会参加、継承・第2条

ワークショップは、特に子ども、若者、高齢者を対象とします。プログラミング、ロボット、デジタル機器の活用、写真、言語、仮想現実などを扱うことができます。技能を育てるとともに、デジタル技術に伴うリスクへの理解を深めます。

障害のある人、学校から離れている人、就労が困難な状況にある人も支援します。事業は、平等、世代間交流、対象者に合った教育方法を促進します。

## 環境への理解・第2条

水、森林、リサイクル、分別、廃棄物の削減などを活動のテーマにできます。連携や準備作業には、調査、調整、実施体制の構築、事業に必要な資金の確保を含むことがあります。

## 定款に記載された法的根拠・第1条

定款は、団体に関する1901年7月1日法と1901年8月16日政令、社会的連帯経済に関する2014年7月31日法律第2014-856号、およびESSとESUS認定に関する法令を参照しています。

## 加盟、本部、存続期間・第3〜5条

定款は、Fédération des Associations Le Park Numériqueへの加盟と価値観の共有を定めています。団体の存続期間に期限はありません。本部の移転は理事会が決定できます。

## 社会的有用性に資する運営

活動方針は共同で議論します。定款は、組織運営、協議、地域との関係、平等、差別の防止、持続可能な発展、倫理などの実践を確認することを定めています。

# 団体活動への参加

## 入会と会員区分・第6〜8条

団体の目的に賛同し、定款を受け入れる個人または法人は、入会を申請できます。団体または非営利グループの加入は、連盟の創設会員による承認後、地区会長が許可します。

第8条は、創設会員、活動会員、賛助会員を区別しています。創設会員には議決権があり、会費が免除されます。活動会員は継続的に参加し、総会で議決権を持ち、会費を納めます。賛助会員は金銭または物品で支援し、意見を述べる権利がありますが議決権はなく、会費が免除されます。

## 会員資格の終了・第9条

会員資格は、会長または副会長への書面による退会、死亡、または会費未納や重大な理由による理事会の除名決定によって終了します。当事者には説明の機会を与えなければなりません。納付済みの会費は返金されません。

## 通常総会・第11条

議決権を持ち、会費の支払義務がある場合は納付済みの会員が参加します。少なくとも年1回開催し、理事会または執行部の発議、あるいは総会構成員の4分の1以上の請求でも開催できます。

会長は、開催の少なくとも15日前に議題を添えた招集通知を電子メールで送ります。総会は活動報告と団体運営の総括報告を審議し、年次決算を承認し、会費を決定し、方針を議決し、理事を改選します。

採決は挙手によって行い、出席または委任状により代表された会員の相対多数で決定します。出席者1人が受けられる委任状は1通です。決定はすべての会員に適用されます。

# 意思決定と運営

## 臨時総会・第12条

必要に応じて、または登録会員の半数に1を加えた人数の請求により、会長が招集できます。定款変更、解散、新たな法人を設立しない組織変更、不動産に関する行為を扱います。

招集方法は通常総会と同じです。議決権を持つ会員のみを招集し、出席または委任状により代表された会員の相対多数により、挙手で決定します。出席者1人につき委任状は1通までです。

## 理事会・第13条

定款は、任期3年の理事2人を選出し、再任を認めています。理事会は会長の招集で四半期ごとに開きます。理事は他の構成員1人を代理できます。決定は多数決で行います。

理事会は団体の目的の範囲で活動を運営し、執行部を監督し、除名を決定し、創設会員の資格を付与できます。財務取引、借入れ、助成金申請、および総会の専権事項以外の行為を承認します。一部の権限を委任できます。理事の職務は無報酬です。

地区会長の除名には、連盟の理事会による事前の全会一致の承認が必要です。

## 執行部と責任・第14条

理事会は、会長、副会長、会計担当からなる執行部を選出します。副会長と会計担当は兼任できません。執行部は理事会の決定を準備・実行し、日常業務を扱い、遠隔会議を含め四半期ごとに会合を開きます。

会長は日常の管理を担い、民事上の行為と訴訟で団体を代表し、必要な手続きと契約締結を行います。他の理事に権限を委任できます。

会計担当は決算と財務報告を準備し、収入、支出、積立金を監督するとともに、事務・法務上の運営と議事録の管理を確認します。

# 財源と管理規則

## 活動の資金・第10条

財源には会費、公的助成金、物品やサービスの販売、寄付、借入れを含むその他の認められた収入があります。団体の目的と活動のために使用します。

## 役職、経費、報酬・第14・15条

執行部の役職は無報酬です。団体のために支出した経費は、証憑に基づき精算できます。定款は、一部の職務について例外的な補償の可能性を定めています。

第15条は労働法典L.3332-17-1条を参照しています。最も高い報酬を受ける職員または役員5人の年間平均報酬は、賞与を含み常勤換算で、年間基準報酬の7倍が上限です。最高報酬は同じ基準の10倍が上限です。

同条の基準は、法定労働時間に対する法定最低賃金（SMIC）、またはそれを上回る場合は業種別最低賃金です。定款は、役員についてSMICの4分の3という基準、および所定の税務上の条件を満たす団体がこの基準を超えられることも記載しています。

## 内規・第16条

理事会は、定款にない運営方法を定める内規を作成できます。通常総会の承認を受けます。

## 解散と財産の帰属・第17条

解散時には1人または複数の清算人を選任します。会員への財産分配は、拠出した財産の返還を除いて認められません。残余純資産は、臨時総会が指定する、同様の目的を持ち、定款が参照する社会的連帯経済の枠組みに適合する1団体または複数の団体に帰属させます。

## 定款の変更・第18条

定款の変更には、加盟先連盟の理事会による事前承認を得たうえで、地区会長の同意が必要です。